

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		温泉の利用の許可
根拠法令及び条項		・温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項
審査基準	法令の基準	・温泉法第15条第1項から第3項まで
	具体的基準	<p>1 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者であること。</p> <p>2 申請者が、欠格要件に該当しないものであること。</p> <p>3 温泉の成分が衛生上有害であると認められないこと。</p> <p>4 「法令の基準」のほか、別紙1「温泉利用基準」及び別紙2「タンクローリー等に係る基準」による。</p> <p>5 許可の申請書の様式は、「枚方市温泉法に規定する許可、届出等に関する規則（平成26年 規則第66号）（以下市規則）」第2条に定める様式第2号とし、法施行規則第7条各項に規定する事項を申請書に記載及び添付して提出すること。</p> <p>6 申請書に添付する、申請者が法第15条第2項各号に該当しない旨の誓約書の様式は、市規則第3条に定める様式第2号とする</p>
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	<p>・総日数 20日間</p> <p>ただし、次の期間は含まれない。</p> <p>(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間</p> <p>(2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間</p> <p>(3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間</p> <p>(4) 本市の勤務を要しない日の日数</p>
	特記事項	
備考		